

當時、左鴻臚、右扶風に京兆尹（長安附近及び東方を管轄す）を加へて三輔と稱せり。三輔の地は大體、今の陝西省舊關中道に當る。

初め、大農、鹽鐵を幹して官布多かりしかば、水衡を置きて以つて鹽鐵を主らしめんと欲す。揚可が告縉するに及んで、上林の財物衆し。迺ち水衡をして上林を主らしむ。上林既に充滿して益廣し。是の時、粵、漢と船を用ひて戰逐せんと欲す。迺ち大に昆明池を修む。列館之を環る。樓船を治む。高さ十餘丈。旗織其の上に加へて甚だ壯なり。是に於いて天子之に感じて、迺ち柏梁臺を作る。高さ數十丈。宮室の修、此れより日に麗し。迺ち縉錢を諸官に分つ。而して水衡・少府・太僕・大農、各農官を置き、往往郡縣の比沒入せる田に即いて之を田す。其の沒入せる奴婢は諸苑に分ちて、狗馬禽獸を養はしめ、及び諸官に與ふ。官益雜置多し。奴婢を徙すこと衆し。而して河を下りて四百萬石を漕度し、及び官自ら糴して迺ち足る。所忠、言ふ『世家の子弟富人或は雞を鬪はし、狗馬を走らし、弋獵博戯して齊民を亂る』と。迺ち諸の令を犯せるものを徵して相引くこと數千人。名けて株送徒と曰ふ。財

に入る者は郎に補せらることを得、郎の選衰ふ。是の時山東、河の災を被り、及び歲登らざること數年にして、人或は相食む。方二三千里なり。天子之を憐みて、飢民をして流れて食に江淮の間に就き、留まらんと欲すれば留り處らしむ。使者冠蓋、道に相屬して之を護す。巴蜀の粟を下して以つて振はす。

一六七 官布。布は錢なり。官布とは官の所有に係る錢をいふ。

一六八 水衡は水衡都尉をいふ。史記平準書註一七五参照。

一六九 粵は南越を指す。

一七〇 柏梁臺は香柏を以つて造りたるが故に此の名ありと傳ふ。武帝紀によれば、之を造りしは元鼎二年なり。

一七一 縉錢は民間より沒收せし縉錢をいふ。

一七二 太僕は天子の輿馬を掌る官。

一七三 所忠は人名。

一七四 世家は世世秩祿有るの家の意にて、大官をいふ。

一七五 弔は狩獵するをいふ。弋は箭に絲をつけて鳥を射て之を取るなり。「いぐるみ」と訓ず。

一七六 齊民は一般の人民即ち平民をいふ。

一七七 株送徒。株は根本なり。送は引くなり。植物の根本を抜くとき枝葉連引するが如きを以つて此の名あり。

一七八 財に入る者云々。令を犯して博戯を行ひたる者も、財物を獻納するときは、郎に補任せらるを得るなり。

明^(十七)年に天子始めて出でて郡國を巡り、東のかた河を度る。^(十八)河東の守、行の至るを意はず、辯ぜずして自殺す。行、西のかた隴^(十九)を踰ゆること卒^(二十)にして、從官食を得ず。隴^(二十一)西の守自殺す。是に於いて、上、北のかた蕭關^(二十二)を出で、數萬騎を從へて、行きて新秦中に獵し、以つて邊兵を勒して而して歸る。新秦中或は千里にして亭徼無し。是に於いて北地^(二十三)の太守以下を誅す。而して民をして邊縣に畜するを得しめ、官、馬母を假し、三歳にして歸さしめ、及び息を什の一とす。以つて告緒^(二十四)を除き、用つて新秦中に充入す。既に寶鼎^(二十五)を得、后土泰一の祠を立つ。公卿白して封禪^(二十六)の事を議す。而して郡國皆な豫め道を治め、故宮を修繕し、及び馳道^(二十七)に當るの縣は、縣にて宮儲を治め、共具を設けて而して幸を望む。

一七九 明年は元鼎四年なり。平準書註一八四参照。

一八〇 河東は郡の名、今の山西省の西南部にして、大體舊河東道に當る。

一八一 隴は山の名、陝西省隴縣より西北に走りて甘肅省清水縣に至る。長安より西に出でんとするものは必ず此の山を踰ゆ。

一八二 隴西は郡の名。今の甘肅省舊蘭山道・渭川道に當る。

一八三 蕭關は今の甘肅省固原縣の東南に在り。漢代の京畿西北面の險要なり。

一八四 亭徼。漢の制、百家を里と爲し、十里を亭と爲して亭長を置きたり。亭あるの地には館舍を設けて行旅の宿舎に充てたり。亭とは即ち是れなり。徼は塞なり。險要の地に設けたる壘壁を謂ふ。

一八五 北地は郡の名、今の甘肅省舊涇源道を中心として、舊寧夏道及び陝西省舊榆林道の一部に跨れり。

一八六 告緒の令は邊用を足らさんが定めに定められたるもの。今や、官、母馬の息を以つて用度を給し、新秦中を充實することを得たるを以つて、告緒の令を除けるなり。

一八七 元鼎四年、寶鼎を汾水のほとりなる后土の祠より掘り出したるをいふ。

一八八 后土は土地の神。泰一は太一と同じ、北辰の神。

一八九 泰山の上に壇を築きて天を祭るを封と謂ひ、泰山の下に土を除きて地を祭るを禪と謂ふ。

一九〇 馳道は乘輿の通過する道路をいふ。

一九一 共具は供具に同じ。供張の具なり。

明年に南粵反し、^(一九二)西羌邊を侵す。天子山東の澹^(た)らざるが爲めに、天下の囚を赦す。^(一九三)南方の樓船の士二十餘萬人に因りて粵を擊ち、^(一九四)三河以西の騎を發して羌を擊つ。又た、數萬人、河を渡りて令居に築く。初めて張掖^(一九五)・酒泉郡を置く。而して上郡・朔方^(一九六)・河西^(一九七)・河西の開田の官、斥塞の卒、六十萬人、戍して之に田す。中國、道を繕ひて糧を餽^(あく)ること、遠き者は三千、近き者は千餘里。皆な給を大農に仰ぐ。邊兵足らず。迺ち武庫^(一九八)・工官の兵器を發して以つて之を澹らす。車騎の馬乏し。縣官錢少くして馬を買ふこと得難し。迺ち令を著して、封君以下、三百石の吏に至る以上、差もて、牡馬を天下の亭に出さしむ。亭に字馬^(じ)を畜ふ有るものは、歲ごとに息を課す。

一九二 明年は元鼎五年なり。此の年、南越王の相呂嘉反して、漢の使者及び其の王を殺せり。

一九三 西羌は種族の名、今^(一九四)の甘肅省の西南部より青海に亘りて居住せり。

一九四 三河は河東・河内・河南の三郡をいふ。河東は今^(一九五)の山西省舊河東道地方、河内は河南省舊河北道地方、河南は同省舊河洛道地方なり。

一九五 令居は縣の名、金城郡に屬す。今^(一九六)の甘肅省平番縣の西北。

一九六 張掖郡は今^(一九七)の甘肅省張掖・山丹・永昌諸縣の地。酒泉郡は同省酒泉・高臺・玉門諸縣の地なり。史記平準書註二〇五參照。

一九七 西河は郡の名、今^(一九八)の山西省孝義・介休・石樓・中陽・離石諸縣より陝西省舊榆林道と內蒙古鄂爾多斯との一部に跨る。

一九八 邊兵は邊郡にて用ふる兵器なり。

一九九 武庫は朝廷の兵器倉庫にして未央宮内に在り。工官は河内以下八郡に在りて、兵器及び其の他の器物を製造することを掌る。

二〇〇 字馬は牝馬なり。

齊の相卜式、上書す、『願はくは父子南粵に死せん』と。天子、詔を下して褒揚し、爵關内侯、黃金四十斤、田十項を賜ひて、天下に布告す。天下應する莫し。列侯百を以つて數ふ。皆な軍に從ふことを求むること莫し。^(一九九)飲酌に至りて、少府、金を省る。而して列侯、酌金に坐して侯を失ふ者百餘人。迺ち卜式を拜して御史大夫と爲す。式、既に位に在り。郡國多くは縣官の鹽鐵を作るを便とせず、器、苦惡にして^(あたひ)賈貴く、或は彊ひて民をして之を買はしめ、而して船に算有りて商者少く、物貴きを見て、

迺ち孔僅に因りて船算の事を言ふ。上、説ばず。漢連に兵を出だすこと三歳にして、羌を誅し、兩粵を滅す。^(二〇一) 番禺より以西、蜀の南に至る者初郡十七を置く。且つ其の故俗を以つて治め、賦稅無し。^(二〇二) 南陽・漢中より以往は、各地の比するを以つて、初郡の吏卒の奉食・幣物・傳車馬・被具を給す。而して初郡又た時々小反して吏を殺す。漢、南方の吏卒を發して、往きて之を誅す。^(二〇三) 間歲に萬餘人。費は皆な大農に仰ぐ。大農、均輸を以つて鹽鐵を調^(二〇四)して賦を助く。故に能く之を澹^(二〇五)らす。然れども兵の過ぐる所の縣は、縣、以つて訾給を爲し、乏しき毋きのみ、敢へて輕^(二〇六)經^(二〇七)賦の法を言はず。

二〇一 飲酎。漢代にては、毎年八月、燒酎成るや、之を以つて宗廟を祭るを例とす。此の時諸侯王及び列侯は其の封土の大小に應じて一定の黃金を獻せざるべからず、而して其の黃金の斤兩規定の如くならず、色澤良からざる時は、嚴酷なる罰を加へたり。

二〇二 番禺は南越の都にして、今之廣東省南海縣に當る。

二〇三 初郡とは新に設けたる郡なり。元鼎六年、南越の地を定めて、南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九真・日南・珠厔・儋耳郡と爲し、西南夷を定めて武都・牂柯・越巂・沈黎・汝山・犍爲・零陵・益州郡と爲す。合せて十七郡なり。其の地は今之兩廣、安南の北部、

湖南の南部、貴州・雲南の北部、四川の南部に亘れり。

二〇四 南陽は郡の名、今之河南省舊南陽道の西部より湖北省舊襄陽道の東部に跨る。漢中は郡の名、今之陝西省舊漢中道の大部分及び湖北省舊襄陽道の一部に跨る。

二〇五 地比すとは地の相接近するをいふ。

二〇六 調すとは、均輸の法に依りて鹽鐵專賣制度を調整するをいふ。

二〇七 輕賦は經賦の誤り。經常の賦稅なり。

其の明年、元封元年に、卜式、貶せられて太子太傅と爲り、而して桑弘羊、治粟^(二〇八)都尉と爲りて大農を領し、盡く僅に代りて天下の鹽鐵を幹^(二〇九)す。弘羊以へらく『諸官各自市ひて相爭ひ、物、故を以つて騰躍し、而して天下の賦輸、或は其の獻費を償はず』と。迺ち請ふ『大農の部丞數十人を置きて、部を分ちて郡國を主らしめ、各、往往、均輸鹽鐵の官を置かん。遠方をして、各、其の物、異時、商賈の轉販する所の如き者を以つて賦を爲して、而して相灌輸せしめ、平準を京師に置きて、都て天下の委輸^(二一〇)を受く。工官を召して車諸器を治めしめ、皆な給を大農に仰ぐ。大農^(二一一)の諸官、盡く天下の貨物を籠^(二一二)して、貴ければ則ち之を賣り、賤しければ則ち之を買

ふ。此くの如くなれば、富商大賈、大利を牟る所亡く、則ち本に反りて、而して萬物騰躍するを得ず。故に天下の物を抑ふ。名けて平準と曰はん』と。天子以つて然りと爲して、之を許す。

- 二〇八 治粟都尉は駿粟都尉の誤なるべし。武帝の時暫く設けられたる大農所屬の軍官なり。
- 二〇九 億費は雇庸の費、即ち運賃なり。
- 二一〇 平準は此れよりして大司農の一分局と爲り、物價の調節を掌ることとなれり。
- 二一一 委輸とは郡國に委積したる貨物を時に隨つて大農に輸送するなり。
- 二一二 大農の諸官とは、大農の分局たる太倉・均輸・平準・都内・幹官・鐵市等の諸令長及び丞をいふ。
- 二一三 籠は專占するなり。

是に於いて天子北のかた朔方に至り、東のかた泰山に封じ、海上を巡り、北邊に旁そうて以つて歸る。過ぐる所の賞賜、帛百餘萬匹を用ひ、錢と金とは鉅萬を以つて計かさふ。皆な足を大農に取る。弘羊又た請うて、民をして栗を入れて吏に補せられ、及び罪以つて贖(二五)ふを得しむ。民をして栗を甘泉に入れしむること各差有り、以つて復

して身を終へしむ。復た告縕せず。它的郡は各急の處に輸し、而して諸農は各栗を山東より致す。漕益（二四）すこと歲ごとに六百萬石。一歲の中、太倉・甘泉の倉滿つ。邊に餘穀あり。諸の均輸の帛五百萬匹。民、賦を益さずして、而して天下の用饒なり。是に於いて弘羊に爵左庶長を賜ふ。黃金は百を再びす。是の歲小旱あり。上、百官をして雨を求めしむ。卜式、言ひて曰く『縣官は當に租を食し稅を衣るべきのみ。今、弘羊、吏をして、市列に坐して物を販ひきぎ利を求めしむ。弘羊を享ば天乃ち雨ふらん』と。之を久しうして武帝疾病あり。弘羊を拜して御史大夫と爲す。

二一四 太山は泰山に同じ。

二一五 甘泉とは甘泉苑内の穀倉をいふ。甘泉苑は長安の北方に在りて周回五百餘里と稱せらる。

二一六 諸農とは大農・太僕・少府・水衡等の諸農官をいふ。

昭帝、位に即きて六年、郡國に詔して賢良文學の士を擧げ、問ふに民の疾苦する所、教化の要を以つてす。皆な對ふ『願はくは鹽鐵・酒榷・均輸の官を罷め、天下と利を争ふこと毋からんことを。視すに儉節を以つてして然る後教化興す可し』と。

弘羊難じて以爲へらく『此れ國家の大業、四夷を制し、邊を安んじ、用を足す所以の本にして、廢す可からざるなり』と。迺ち丞相千秋(三六)と共に奏して酒(三七)酔(三八)を罷む。弘羊自ら國の爲めに大利を興すを以つて、其の功に伐り、子弟の爲めに官を得んと欲し、大將軍霍光(三九)を怨望す。遂に上官桀等と謀反して誅滅せらる。

二一七 酒權の官は、酒の專賣を掌る官。酒權は一に權酔といふ。是れより先、武帝の天漢三年、酒の製造販賣を官の專業と爲せり。

二一八 千秋は車千秋。漢書卷六六に傳あり。

二一九 酒酔は酒權に同じ。茲にては酒の專賣を意味す。

二二〇 霍光は漢書卷六八に傳あり。

二二一 上官桀は漢書卷九七外戚傳中の孝昭の上官皇后の傳参照。

〔三三〕 宣・元・成・哀・平の五世變改する所亡し。元帝の時、嘗つて鹽鐵官を罷め、三十年にして而して之を復す。貢禹言ふ『錢を鑄、銅を采り、一歳に十萬人耕さず。民、盜鑄に坐して刑に陥る者多し。富人、臧錢、室に満ちて猶ほ厭き足る無し。民心動搖して本を棄てて末を逐ふ。耕す者半ばなる能はず。姦邪禁ず可からず。原、錢よ

り起る。其の末を疾む者は其の本を絶つ。宜しく珠玉、金銀を采り錢を鑄るの官を罷むべし。復た以つて幣と爲すこと母かれ。其の販賣租銖の律を除き、租稅祿賜、皆な布帛及び穀を以つてし、百姓をして意を農桑に壹にせしめん』と。議者以爲へらく『交易には錢を待つ。布帛は尺寸に分裂す可からず』と。禹の議も亦た寢む。孝武の元狩五年、三官初めて五銖錢を鑄てより、平帝の元始中に至るまでに、錢を成すこと二百八十億萬餘なりと云ふ。

二二二 宣・元・成・哀・平。宣帝は漢の第七代、元帝は第八代、成帝は第九代、哀帝は第十代、平帝は第十一代の帝なり。

二二三 貢禹は漢書卷七二貢禹傳参照。

二二四 販賣租銖の律とは、其の賣る所の物の價を計り、其の鑄銖を平かにして租を收むるの律。即ち賣上げ代金によりて税を課する規定をいふ。

王莽攝(三九)に居りて漢の制を變す。周の錢、子母相權すること有るを以つて、是に於いて更に大錢を造る。徑、寸二分、重さ十二銖、文に大錢五十と曰ふ。又を契刀・錯刀を造る。契刀は、其の環、大錢の如く、身の形、刀の如く、長さ二寸、文に契刀五

百と曰ふ。錯刀は黄金を以つて其の文を錯し、一刀直五千と曰ふ。五銖錢とともに凡そ四品並び行ふ。莽、眞に即きて以爲へらく、『書に劉の字に金刀有り』と。迺ち錯刀・契刀及び五銖錢を罷め、而して更に金銀龜貝錢布の品を作り、名けて寶貨と曰ふ。小錢は徑六分にして重さ一銖、文を小錢直一と曰ふ。次は七分にして三銖、玄錢一十と曰ふ。次は八分にして五銖、幼錢二十と曰ふ。次は九分にして七銖、中錢三十と曰ふ。次は一寸にして九銖、壯錢四十と曰ふ。前の大錢五十に因る。是れを錢貨六品と爲す。直^(あたけ)各其の文の如し。黃金は重さ一斤、直錢萬。^(ちたひ)朱提銀は重さ八兩を一流と爲す。侯龜は七寸以上、直三百、玄貝十朋と爲す。公龜は九寸、直五百、壯貝十朋と爲し、直一千五百八十。它的銀は一流にして直千。是れを銀貨一品と爲す。元龜^(あらまき)龜^(まき)冉^(じん)は長さ尺二寸、直二千一百六十、大貝^(だい)十朋と爲す。子龜は五寸以上、直百、小貝十朋と爲す。是れを龜寶四品と爲す。大貝は四寸八分以上、二枚を一朋と爲し、直二百一十六。壯貝は三寸六分以上、二枚を一朋と爲し、直五十。玄貝は二寸四分以上、二枚を一朋と爲し、直三十。小貝は寸二分、一枚を一朋と爲し、直十。寸二分に盈たざれば、漏度して朋と爲すを得ず。率ね枚ごとに直錢三。是れを貝貨五品と爲す。大布・次布・弟布・壯布・中布・差布・厚布・幼布・玄布・小布あり。小布は長さ寸五分、重さ十五銖、文を小布一百と曰ふ。小布より以上、各相長きこと一分、相重きこと一銖、文は各其の布の名を爲し、直は各一百を加ふ。上、大布に至りて長さ二寸四分、重さ一兩、而して直千錢。是れを布貨十品と爲す。

二二五 摂に居るとは攝政の位に居るなり。

二二六 子母相權につきては、本志下註二二を参照せよ。

二二七 錯は鍍金をいふ。一刀直五千の文に鍍金せるなり。

二二八 真に即く。王莽が天子の位に即きしをいふ。

二二九 劉の字に金刀あり云々。劉は漢の姓にして、劉の字は左に金の字あり、右に刀の字あるを以つて、之を忌みて契刀・錯刀といふ貨幣の名を改めたるなり。

二三〇 前の大錢五十に因るとは、前に發行したる大錢五十を引續いて使用するをいふ。

二三一 朱提(へしゆし)は縣の名、犍爲郡に屬し、善銀を出す。其の故城、今の四川省宜賓縣の西南に在り。

二三二 元は大、盾は至るの意。冉は龜の甲の縁なり。元龜^(あらまき)冉^(じん)は大なる龜の甲。

二三三 十朋云云。龜甲二箇を一朋と爲す。十朋は龜甲二十箇なり。一朋の直二百十六錢、故に十朋二千百六十錢と爲るなり。

凡そ寶貨は五物、六名、二十八品なり。錢布を鑄作するには、皆な銅を用ひ、殼ふるに連錫を以つてす。文質周郭、漢の五銖錢に放ふと云ふ。其の金銀にして它物と雜り、色純好ならざるもの、龜五寸に盈たざるもの、貝六分に盈たざるものは、皆な寶貨と爲すことを得ず。元龜は蔡と爲し、四民の居くを得る所に非す。有る者は大ト(二三)に入れて直を受く。百姓憤亂して其の貨行はれず。民、私に五銖錢を以つて市買す。莽、之を患ひ、詔を下す『敢へて井田を非り、五銖錢を挾む者は、衆を惑はすと爲して、諸を四裔に投じて、以つて魑魅(二三)を禦せしめん』と。

二三四 大トは占トを掌る官。

二三五 四裔は四方の邊境の地。

二三六 魑魅。魅は山林の異氣より生じ、人の害を爲すもの。魅は老精物なり。御は禦と通す。諸を四裔に投じて云云は、邊境の地に放逐するをいふ。此の句は左傳文公十八年の條に、「諸を四裔に投じて、以つて魑魅を禦がしむ」とあるに本づく。

是に於いて、農商、業を失ひ、食貨俱に廢れて、民、市道に涕泣す。田宅奴婢を賣買し、錢を鑄るに坐して罪に抵る者、公卿大夫より庶人に至るまで、稱げて數ふ可からず。莽、民の愁を知り、迺ち但だ小錢直一と大錢五十とを行ふ。二品竝び行はれて、龜貝布の屬、且に寢(まさ)まんとす。莽、性躁擾にして、無爲なること能はず。興造する所有る毎に、必ず古に依りて經文を得んと欲す。國師公劉(二三)、言はく『周に泉府の官有り。讐(二三)れざるを收めて、得んと欲するものに與ふ。即ち易に謂ふところの財を理め辭を正して、民の非を爲すを禁する者なり』と。莽、乃ち詔を下して曰く『夫れ周禮に賒貸有り、樂語に五均有り。傳記に、各、幹(かん)有り。今、賒貸を開き、五均を張りて、諸の幹を設くる者は、衆庶を齊しうし、并兼を抑ふる所以なり』と。遂に長安及び五都に於いて五均官を立て、長安の東西市の令及び洛陽・邯鄲・臨淄・宛・成都の市の長を更め名けて皆な五均司市(二四)稱師と爲し、東市を京と稱し、西市を畿と稱し、洛陽を中と稱し、餘の四都は各東西南北を用つて稱と爲す。皆な交易丞五人、錢府丞一人を置き、工商の能く金銀銅連錫登龜取貝を采る者は、皆な自ら、

司市の錢府に占せしめ時氣に順つて而して之を取らしむ。^(三四九)

^(三五〇)
二三七 國師は王莽の時の官名、四輔の一、四輔とは太師・太傅・國師・國將なり。

二三八 劉歆は劉向の子。王莽少き時歆と歡し、俱に黃門郎たり。甚だ之を重んず。莽が位を簒ふに及びて、引いて國師と爲す。

二三九 泉府は官名、周禮にては地官の屬にして、市の征布（稅金）を以つて市の售れざるもの、貨の民間に滯れる者を斂むることを掌ると見ゆ。

二四〇 韻は售と通す。賣るなり。

二四一 財を理め辭を正して、民の非を爲すを禁ず。周易下繫辭傳の語。

二四二 周禮に賒貸あり。周禮地官泉府の條に曰く、『凡そ賒する者は、祭祀には旬日を過ぐること無く、喪紀には三月を過ぐること無し。凡そ民の貸る者は、其の有司と與に、辨じて而して之を授け、國服を以つて之が息を爲す』と。賒貸とは民の必要に應じて、官、之に貨幣財物を貸與し、適當の利息を納めしむるをいふ。

二四三 樂語は樂元の語、河間の獻王の傳ふる所にして、五均の事を説けり。其の文に云ふ、『天子、諸侯の士を取り、以つて五均を立つれば、則ち市に二賈無く、四民常に均しく、彊者、弱を困しむることを得ず、富者、貧を要することを得ず、則ち公家に餘有り、恩、小民に及ぶ』と。五均とは物價を調節平均する官なり。

二四四 幹は幹にして、或は筦若しくは管に作り、當時、財貨を幹主するの意に用ひらる。故に大司農の屬に幹官あり、平準書には、鹽鐵を筦す、會計の事を筦す等の語あり。顧ふに漢代の書には鹽鐵其の他の財貨に關する制度政策を論じたるもの少からざりしならん。傳記に幹ありとはこれを謂ふなるべし。

二四五 諸の幹を設くとは多くの幹官を置きて強度の統制を行ふをいふなり。

二四六 鄢鄆は趙國の都、今之河北省鄢鄆縣。

二四七 宛は南陽郡治にして、今之河南省南陽縣。

二四八 五均司市稱師の稱の字は衍文なり。物價を調整し市を司る長官の意にして、東西市令等の名を改めて斯く稱せしなり。

二四九 占は自らその數を計りて届け出づること。

二五〇 時氣に順つて之を取る。時氣は四時の氣候なり。時の宜しきを見計らひて諸物を官に買取るをいふ。

又た周官を以つて民に稅す。凡そ田の耕さざるを不殖と爲し、^(三五〇)三夫の稅を出ださしむ。^(三五)城郭中の宅、樹蓀せざる者を、不毛と爲し、^(三五)三夫の布を出ださしむ。民の浮游して事無きものは、夫布一匹を出ださしむ。其の布を出だすこと能はざる者は、^(三五)縣

官に冗作せしめて之を衣食す。諸の衆物・鳥獸・魚鼈・百蟲を山林水澤に取り、及び畜牧する者、嬪婦の桑蠶・織紝・紡績・補縫するもの、工匠・醫巫・卜祝、及び它の方技、商販賈人の肆列^(二五五)・里區・謁舍に坐するものは、皆な各自ら爲す所を其の在所の縣官に占し、其の本を除きて其の利を計り、之を十分して而して其の一を以つて貢と爲す。敢へて自ら占せず、自ら占するも實を以つてせざる者は、盡く采取する所を没入し、而して縣官に作すこと一歲ならしむ。諸の司市は、常に四時の中月を以つて掌る所を實定し、物の上中下の賈^(あたひ)と爲し、各自ら用つて其の市の平を爲し、它所に拘はる毋し。

二五一 三夫の稅は三夫即ち三百畝の稅なるべし。

二五二 城郭は縣治郡治たる都市をいふ。その周圍に城郭を廻らしたればなり。

二五三 三夫の夫は茲にては一家を指し、隨つて三夫の布とは三軒分の稅布を謂ふならん。此の時、民家一戸毎に一定の布帛を稅として納めしむこと、後世の調絹の如く、而して宅中桑柘を植ゑず、養蠶を爲さざるものに對しては、特に三戸分の布帛を出ださしめて、之を懲戒せんとせしなるべし。

二五四 縣官はこゝにては縣の長官をいふ。冗作は雜役に從事するなり。

二五五 肅列は商店の集まる町。里區は一般人民の住居する里中の家をいふ。謁舍は客舎即ち旅館をいふ。

衆民の五穀・布帛・絲綸の物を賣買し、民の用に周くして而して讐れざる者は、均官以つて厥の實を考檢する有りて、其の本賈を用つて之を取り、錢^(二五六)を折せしむる母し。萬物卬貴して平を過ぐること一錢ならば、則ち平賈を以つて民に賣る。其の賈^(二五七)氏賤にして平を減する者は、民の自ら相與に市^(二五八)ふを聽し、以つて貴庚^(二五九)する者を防ぐ。民、祭祀・喪紀^(二五六)せんと欲して而して用無き者は、錢府、入る所の工商の貢を以つて、但だ之に賒す。祭祀は旬日を過ぐること母く、喪紀は三月を過ぐること母し。民或は乏絶し、貸りて以つて産業を治めんと欲する者は均しく之を授け、其の費を除き、得る所を計りて息を受け、歲に什一に過ぐる母し。^(二六〇)義和魯匡言ふ『名山・大澤・鹽鐵・錢布帛・五均賒貸、幹して縣官に在り。唯だ酒酷、獨り未だ幹せず。酒は天の美祿にして、帝王の天下を頤養し、享祀して福を祈り、衰を扶け疾を養ふ所

以なり。百禮の會、酒に非ざれば行はれず。故に詩に曰く酒無ければ我に酔ふと。而して論語に曰く酔酒は食せすと。二者相反するに非ざるなり。夫れ詩は、承平の世、酒酔、官に在り、和旨にして人に便に、以つて相御^すむ可きに據るなり。論語は、孔子、周の衰亂に當りて、酒酔、民に在り、薄惡にして誠ならず、是れを以つて疑つて而して食せざるなり。今、天下の酒を絶てば、則ち以つて禮を行うて相養ふ無し。放つて限り亡ければ、則ち財を費し民を傷つけん。請ふ、古に法りて、官をして酒を作らしめ、二千五百石を以つて、均と爲し、率ね一盧^(三六四)を開きて以つて賣らん。五十釀^{さけう}を讐^さるを準と爲し、一釀に麴米二斛・麴一斛を用ひて、成酒六斛六斗を得ん。各其の市の月朔の米麴三斛を以つて、其の賈を井せ計りて、而して之を參分して、其の一を以つて酒一斛の平と爲さん。米麴の本賈を除き、其の利を計りて之を什分し、其の七を以つて官に入れ、其の三及び醜^(三六五)炭灰炭は工器薪樵の費に給せん』と。

二五六 民の用云云は、民の需要を充足し了りて賣れずなりたるものをいふ。

二五七 錢を折せしむる母しとは、損失を被らしめざるをいふ。

二五八 貴庚する者とは貨物を蓄積して物價の騰貴を待つ者なり。

二五九 哀紀は喪葬の禮をいふ。

二六〇 用無きは錢無きなり。

二六一 義和は官名。王莽、大司農の官を改めて義和と名づく。魯匡は人名。

二六二 酒無ければ我に酔ふと。詩經小雅伐木篇の語なり。

二六三 酢酒は食せずと。論語鄉黨篇の語。

二六四 盧は酒を賣る所なり。

二六五 醉は酒の糟なり。載^(三七〇)は醉なり。

二六六 以上魯匡の建議採用せられ酒の專賣再び行はれたることは、下文の詔に見ゆる六幹の中に酒あるに依りても知るべし。

義和、命士を置きて五均六幹^(三七一)を督す。郡に數人有りて皆な富賈を用ふ。洛陽の薛子仲・張長叔、臨菑の姓偉等、傳に乘りて利を求める、天下に交錯す。因りて郡縣と姦を通じて、多く空簿を張る。府臧實たずして、百姓^{いよ}病む。莽、民の之を苦しむを知り、復た詔を下して曰く『夫れ鹽は食肴の將、酒は百藥の長、嘉會の好なり。鐵は田農の本にして、名山大澤、饒衍の臧なり。五均賒貸は百姓の平を取る所にし

て、印いで以つて給澹す。**〔鐵〕**「錢」布銅冶は有無を通行し、民の用に備ふるなり。此の六者は編戶齊民の能く家ごとに作る所に非ず、必ず市に印ぐ。貴きこと數倍なりと雖も買はざるを得ず。豪民富賈即ち貧弱を要す。先聖其の然るを知るなり。故に之を幹す』と。一幹毎に、爲に科條防禁を設け、犯す者は臯して死に至る。姦吏猾民竝び侵して、衆庶各生を安んぜず。

二六七 六幹は鹽・酒・鹽の專賣、名山大澤の城、五均賒貨、錢布銅冶の六にして、下の詔に見ゆ。

二六八 鐵は錢の誤なり。閩本には錢に作れり（漢書辨偽）。

二六九 編戶は、戸口簿に編入せられたる者の義にして、庶民をいふ。

後五歳、天鳳元年、復た申ねて金銀龜貝の貨を下し、頗る其の賈直を増減す。而して大小錢を罷め、改めて貨布を作る。長さ二寸五分、廣さ一寸、首の長さ八分有奇、廣さ八分、其の圓好の徑二分半、足枝の長さ八分、間の廣さ二分、其の文は右に貨と曰ひ、左に布と曰ふ。重さ二十五銖。貨泉二十五に直る。貨泉は徑一寸、重さ五銖。文は右に貨と曰ひ、左に泉と曰ふ。枚ごとに直一。貨布と二品竝び行ふ。

又た大錢行ふこと久しきを以つて、之を罷むるも、民挾んで止めざるを恐れ、迺ち民をして且ほ獨り大錢を行はしむ。新貨泉と俱に枚ごとに直一とし、竝び行ふ。六年を盡して、復た大錢を挟むを得る毋し。壹たび錢を易ふる毎に、民用つて業を破り、而して大に刑に陥る。莽、私に錢を鑄て死し、及び寶貨を非り沮みて四裔に投ぜられ、法を犯す者多くして、行ふに勝ふ可からざるを以つて、迺ち更に其の法を輕くし、私に泉布を鑄作する者は、妻子と與に沒入して官の奴婢と爲し、吏及び伍知りて而して舉告せざるものは、與に罪を同じうす。寶貨を非り沮むものは、民は罰作すること一歳、吏は官を免す。犯す者愈衆し。五人相坐し、皆な沒入せらるに及び、郡國、檻車鐵鎖して、長安の鍾官に傳送す。愁苦して死する者什に六七なり。貨布を作るの後六年、匈奴侵寇すること甚し。莽大に天下の囚徒人奴を募り、名けて豬突稀勇と曰ふ。壹切、吏民に稅し、訾三十にして一を取る。

二七〇 圓好は圓孔なり。

二七一 比伍は五人組。五家を比と爲す。五家相保するを伍と爲す。

又た公卿以下、郡縣の黃綬(黄綬)の吏に至るまでをして皆な軍馬を保養せしむ。吏、盡きて復た以つて民に與ふ。民、手を搖かせば禁に觸れ、耕桑するを得ず。縦役煩劇にして、而して枯旱蝗蟲相因る。又た制作未だ定まらざるを用つて、上は公侯より下は小吏に至るまで、皆な奉祿を得ずして、而して私に賦斂し、貨賄上流し、獄訟決せず。吏、苛暴を用つて威を立て、莽が禁に旁縁して、小民を侵刻す。富者は自ら保つを得ず、貧者は以つて自ら存する無し。起つて盜賊と爲り、山澤に依阻す。楚の地、往往萬數、戰鬪して死亡す。緣邊四夷、係虜する所有れば罪に陥る。飢疫して人相食む。莽未だ誅せられざるに及びて、而も天下の戸口半ばを減す。豬突稀勇を發してより後四年にして、漢の兵、莽を誅す。後二年にして、世祖、命を受け、煩苛を盪滌し、五銖錢を復し、天下と與に更始す。

二七二 黃綬の吏は、比二百石以上、比六百石以下の吏をいふ。

二七三 貨賄上流すとは、賄賂が下級の官吏より上級の官吏に至るまで大に行はるるをいふ。

二七四 青徐荊楚の地とは、今の大東・江蘇・安徽等諸省を指す。

二七五 更始は革新すること。

贊に曰く、易に稱す『(多きを)あつめ寡きを益し、物を稱りて施を平かにす』と。書に云ふ、『(樹)めて有無を遷す』と。周に泉府の官有り。而して孟子(孟子)も亦た狗彘、人の食を食して斂むることを知らず、野に餓死有りて發することを知らざるを非る。故に管氏の輕重、李悝の平糶、弘羊が均輸、壽昌が常平も亦た從つて徳る有り。顧ふに、古は之を爲すこと數有り。吏良にして而して令行はる。故に民其の利に賴り、萬國父まるを作す。孝武の時に及んで、國用饒給にして、而して、民、賦を益さす。其の次なり。王莽に至りて、制度中を失ひ、姦軌權を弄し、官民俱に竭亡す。次なるかな。

二七六 多きを哀め寡きを益し、物を稱りて施を平かにすとは、易經の謙卦の象傳の語。

二七七 樹めて有無を遷すとは、書經益稷篇の語。

二七八 孟子も亦た云云。孟子梁惠王上篇に出づ。

二七九 德は來に同じ。

出文協承認
あ 50122 號

昭和十七年九月二十日印 刷行(二萬二千部)

史記平準書・漢書食貨志 ★★

定價四十錢 ◎

(永井製本)

譯註者

加

か

藤

とう

繁

しける

發行者

岩

波

茂

雄

印刷者

島

富

士

雄

東京市神田區美土代町十六番地

副印舍秀三社會式株
(五三東東)

發行所

東京市神田地區

岩

波

書

店

電話九段〇一八七番(代表)
機器口座東京二六二四〇番

會員番號

一〇二〇三七

配給元

淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

すまじ存くたひ負を任責に久永はて就に物販出の店小
いさ下で出申御へ店小接直は合場の等丁亂・丁落らか

讀書子に寄す

岩波茂雄

——岩波文庫發刊に際して——

眞理は萬人によつて求められることを自ら欲し、藝術は萬人によつて愛されることを自ら望む。嘗ては民を愚昧ならしめるために學藝が最も狹き堂宇に閉鎖されたことがあつた。今や知識と美とを特權階級の獨占より奪ひ返すことはつねに進取的な民衆の切實なる要求である。岩波文庫は此要求に應じそれに勵まされて生れた。それは生命ある不朽の書を少數者の書齋と研究室とより解放して街頭に限なく立たしめ民衆に伍せしめるであらう。近時大量生産豫約出版の流行を見る。その廣告宣傳の狂態は姑く措くも後代に貽すと誇稱する全集が其編輯に萬全の用意をなしたるか。千古の典籍の翻譯企圖に敬虔の態度を缺かざりしか。更に分賣を許さず讀者を繫縛して數十冊を強ふるが如き、果して其揚言する學藝解放の所以なりや。吾人は天下の名士の聲に和して之を推舉するに躊躇するものである。この秋にあたつて岩波書店は「己の責務の愈重大なるを思ひ、從來の方針の徹底を期するため既に十數年以前より志して來た計畫を慎重審議この際断然實行することにした。吾人は範をかのレクラム文庫にとり、古今東西に亘つて文藝哲學社會科學自然科學等種類の如何を問はず、苟も萬人の必讀すべき眞に古典的價値ある書を極めて簡易なる形式に於て逐次刊行し、あらゆる人間に須要なる生活向上上の資料、生活批判の原理を提供せんと欲する。この文庫は豫約出版の方法を採したるが故に、讀者は自己の欲する時に自己の欲する書物を各個に自由に選擇することが出来る。携帶に便にして價格の低きを最主とするが故に、外觀を顧みざるも内容に至つては厳選最も力を盡し從來の岩波出版物の特色を益發揮せしめようとする。この計畫たるや世間の一時の投機的なものと異り、永遠の事業として吾人は微力を傾倒しあらゆる犠牲を忍んで今後永久に繼續發展せしめ、もつて文庫の使命を遺憾なく果さしめることを期する。藝術を愛し知識を求むる士の自ら進んで此舉に参加し、希望と忠言とを寄せられることは吾人の熱望するところである。その性質上經濟的には最も困難多き此事業に敢て當らんとする吾人の志を諒として其達成のため世の讀書子とのうるはしき共同を期待する。

昭和二年七月



終

